

別表十二（三）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法第2条第2項《定義》に規定する採掘権者若しくは租鉱権者(以下「採掘権者等」といいます。)であるものが、措置法第55条の2《金属鉱業等鉱害防止準備金》の規定の適用を受ける場合又は連結法人で採掘権者等であるものが措置法第68条の44《金属鉱業等鉱害防止準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「期首金属鉱業等鉱害防止準備金の金額7」には、当期首現在の税務計算上の金属鉱業等鉱害防止準備金の金額を記載します。